

備考

一 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要素により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。ただし、※が付されているものは、放射性物質が相当程度拡散・流出又は集積するおそれがある場合に適用する。

二 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 道路事業

- (1) 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩(かさ)上式であること。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

ロ ダム事業

- (1) 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水吐工、放流設備工及び管理用設備工等の「ダムの堤体の工事」を行うこと。
- (2) ダムの堤体の材料となる原石等を採取する「原石の採取の工事」を行うこと。
- (3) 骨材プラント、コンクリート製造設備、運搬設備及び濁水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工所用資機材、骨材等を運搬するための工所用の道路を設置する「施工設備及び工所用道路の設置の工事」を行うこと。
- (4) 既存の道路の機能を確保するために必要となる道路を設置する「道路の付替の工事」を行うこと。
- (5) ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- (6) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ 堰(せき)事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰(せき)を設置する「堰(せき)の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「護岸の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「掘削の工事」を行うこと。
- (4) 堰(せき)、護岸等の施設及び湛(たん)水区域が存在すること。
- (5) 当該堰(せき)を流水の貯留又は取水の用に供すること。

ニ 湖沼水位調節施設建設事業

- (1) 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、水門を設置する「水門の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんせつを行う「しゅんせつの工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

ホ 放水路事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰(せき)や水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- (3) 盛土等を行い、堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

ヘ 鉄道建設事業

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式、堀割式又は嵩(かさ)上式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ当該軌道上を列車が走行すること。

ト 最終処分場設置事業

- (1) 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
- (2) 立地の形式は陸上埋立てであること。
- (3) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
- (4) 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。
- (5) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物(プラスチックを除く。)を含むこと。
- (6) 埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。

チ 公有水面埋立事業

- (1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。

- (2) 道路を經由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

リ 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車がいられること。

ヌ レクリエーション施設建設事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となって整備される施設の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車がいられること。

ル 工場事業場用地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びそれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。
- (4) 車両により、製品の運搬を行うこと。

ヲ 土石の採取事業

- (1) 土石の採取の方法は露天掘削とすること。
- (2) 準備工事として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに表土の除去を行うこと。
- (3) 土地又は工作物として、土石の採取、保管、移送、搬出その他の作業に伴って発生する廃棄物及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業に伴って生ずることが予想される災害の防止のための施設又は場所を有すること。
- (4) 車両により、土石の運搬を行うこと。

ワ 風力発電所設置事業

- (1) 工事前資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
- (4) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変等を伴う。
- (5) 施設の稼働として、風力発電の運転を伴うこと。

カ 火力発電所設置事業

- (1) 工事前資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。
- (2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
- (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
- (4) 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有すること。
- (5) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
- (6) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがある。
- (7) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転があること。
- (8) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。
- (9) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

- 三 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 四 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 五 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 六 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 七 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 八 この表において「主要な囲繞(いによう)景観」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいう。
- 九 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
- 十 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。
- 十一 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。
- 十二 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所(公衆便所を含む。)をいう。
- 十三 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。